

---

# 原子力災害広域避難計画

---

平成 26 年 6 月作成

平成 27 年 7 月修正

平成 28 年 9 月修正

檜 葉 町



## 目次

第1章 総則	1
1. 1節 目的	1
1. 2節 広域避難計画の基本的な考え方	1
(1) 町及び県における広域避難計画について	1
(2) 避難対象区域について	1
(3) 要配慮者への対応について	1
(4) 避難先について	2
(5) 避難ルートについて	2
(6) 避難ケースの想定について	2
第2章 避難等の基本スキーム	4
2. 1節 放射線からの防護措置の基本的な考え方	4
(1) 屋内退避と避難	4
(2) 安定ヨウ素剤の服用	6
(3) 汚染スクリーニング及び除染	6
(4) 飲食物の摂取制限	6
2. 2節 避難等の決定・実施	7
(1) 防護措置の判断基準	7
(2) 緊急事態区分と対応の概要	7
(3) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	7
2. 3節 避難の決定・実施	10
(1) 避難方法の考え方	10
(2) スクリーニング体制の整備	11
(3) 注意喚起の広報	11
(4) 防護措置実施の準備	11
(5) P A Zにおける避難	11
(6) U P Zにおける屋内退避、避難	12
2. 4節 指示等の伝達	13
(1) 県の体制	13
(2) 町の体制	13
(3) 伝達内容	14
第3章 避難の実施体制	16
3. 1節 暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画	16
(1) 平成22年国勢調査に基づく計画	16
(2) 現況人口（設定）に基づく計画	18
3. 2節 関係市町村に居住している避難者への対応	20
3. 3節 防護措置を実施する地域単位	20
3. 4節 輸送計画	20
(1) 輸送手段	20
(2) スクリーニング体制	20
3. 5節 一時滞在者等に対する避難支援	21
(1) 避難指示区域内の一時滞在者への対応	21
(2) 避難指示区域外の一時滞在者への対応	21
(3) 外国人に対する避難支援	21
3. 6節 学校等における対応	21
(1) P A Z圏域にある学校	21
(2) 暫定重点区域（P A Z圏域を除く）にある学校	22

3. 7 節 要配慮者への対応 .....	22
(1) 在宅避難行動要支援者への対応 .....	22
(2) 在宅要配慮者への対応 .....	22
(3) 病院、社会福祉施設等への対応 .....	23
第4章 避難住民等の支援体制 .....	24
4. 1 節 避難所の開設・運営等 .....	24
(1) 開設、運営等 .....	24
(2) 避難者の健康管理 .....	24
(3) 資機材・物資の確保 .....	24
4. 2 節 福祉避難所の開設・運営等 .....	25
(1) 開設、運営等 .....	25
(2) 要配慮者への支援 .....	25
(3) 資機材・物資の確保 .....	25

# 第1章 総則

## 1. 1節 目的

この計画は、東日本大震災直後の初動対応における諸課題を踏まえ、今後、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所（以下「福島第一及び福島第二原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に定める、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、楢葉町地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「町防災計画」という。）に基づき、市町村域を超えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、町民の安全・安心を確保するため策定するものである。

また、本計画に定めのないものについては、町防災計画に準拠するものとする。

## 1. 2節 広域避難計画の基本的な考え方

### (1) 町及び県における広域避難計画について

県は、県防災計画の規定に基づき、広域避難における基本的なフレームを示すものとし、県防災計画に定める暫定重点区域である13市町村（以下「関係市町村」という。）を対象とした避難先市町村、避難手段、避難ルート等を定めるものとする。

また、町は、県が作成する広域避難計画を踏まえ、町民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な避難計画を策定するものとし、地区別の避難先施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、町民に対して事前に周知しておくものとする。

### (2) 避難対象区域について

避難対象区域は、町の全域とする。

	福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
予防的防護措置を準備する区域（PAZ） 【Precautionary Action Zone】	木戸川以北の行政区 ※原子力発電所から半径5kmを目安に設定する。	木戸川以北の行政区 ※原子力発電所から半径5kmを目安に設定する。
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）【Urgent Protective action planning Zone】	町の全域 (PAZを除く)	町の全域 (PAZを除く)

### (3) 要配慮者への対応について

町、県及び県警察本部、町を管轄する消防本部（以下、「関係消防本部」という）などの関係機関は、要配慮者（入院患者、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等）について、避難先施設への避難が安全かつ迅速に実施できるよう、要配慮者の状態に応じた広報手段、避難手段等について十分配慮するものとする。

なお、社会福祉施設、病院等の避難計画が円滑に策定できるよう、県は、町及び関係機関と十分に連携し、ガイドラインの作成等により、各施設の避難計画の策定を促進していくものとされている。

また、町は、町内に居住する要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、円滑な避難を実施するため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿を作成するほか、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民の協力を得ながら、日頃からの声かけや見守り活動等を通じて、避難行動要支援者の状況を把握しておくものとする。

#### （４）避難先について

避難先については、東日本大震災による避難において、避難先が分散したことにより地域コミュニティが崩壊し、その後の避難生活と自治体運営に著しい支障が生じたことから、地域コミュニティの維持に十分配慮して、可能な限り分散を避けた避難とすることを原則とする。

避難元市町村と避難先市町村のマッチングについては、避難元市町村が帰還した際のことを考慮し、①東日本大震災直前の平成２２年国勢調査に基づく人口によりマッチングとするとされている。

なお、避難元市町村には避難者の受入により人口が東日本大震災前より多くなっている市町村、また現在、居住者がいない町村もあることから、避難対象人数については、②現況人口を反映した避難人数についても掲載のうえ、随時見直していくものとされている。

#### （５）避難ルートについて

避難ルートについては、町と避難先市町村のマッチングに基づき、円滑な避難行動を確保する観点から主要な国道及び県道を中心に合理的なルートを選定する。

なお、災害の状況や風向き等により選定したルートが使用できない場合を考慮し、あらかじめ複数の避難ルートを想定しておくものとする。

#### （６）避難ケースの想定について

避難ケースについては、福島第一及び福島第二原子力発電所それぞれの単独発災と、同時発災の双方の場合を想定し、町は広域避難計画を策定するものとする。

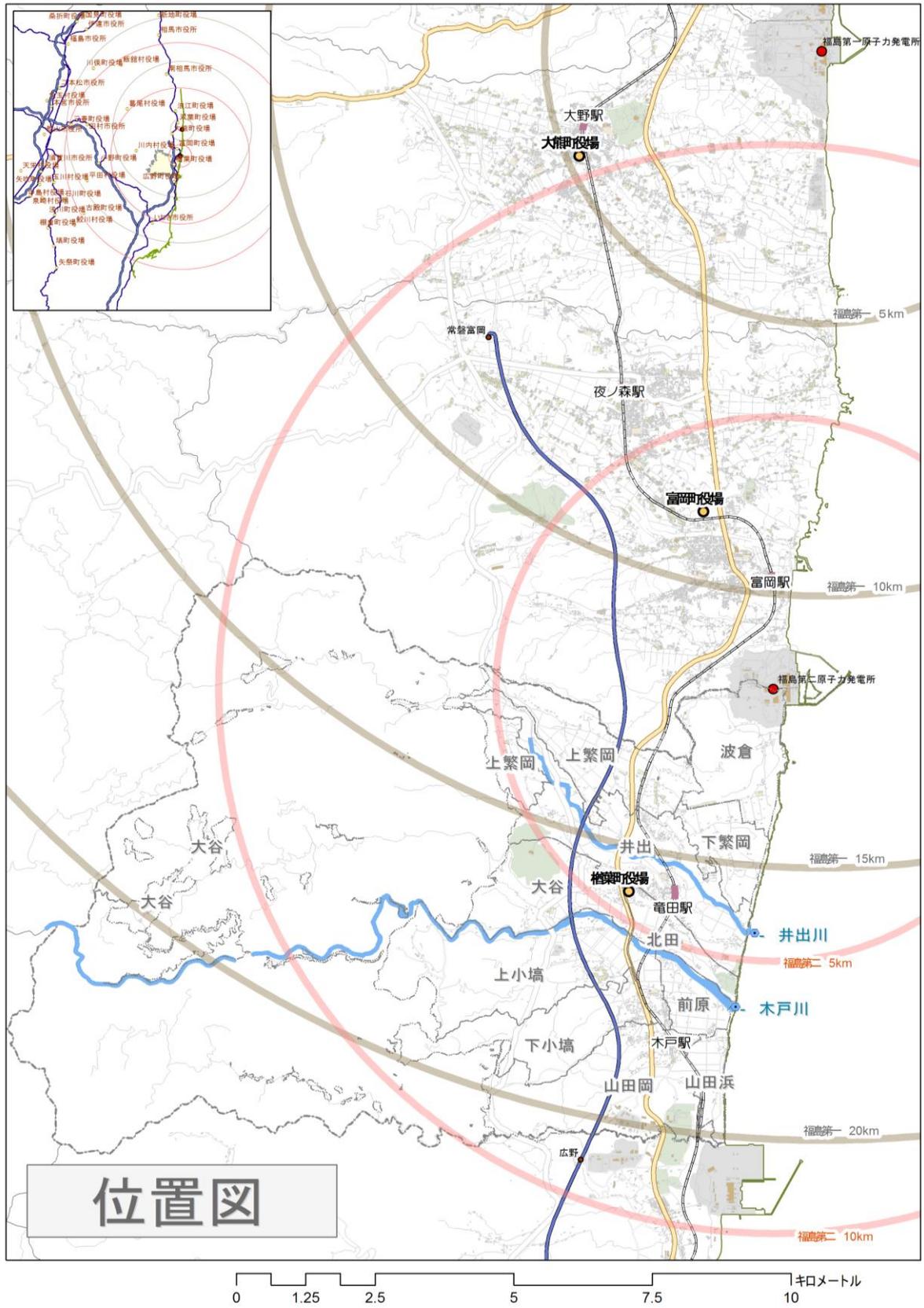


図1 各原子力施設からの距離

## 第2章 避難等の基本スキーム

### 2. 1節 放射線からの防護措置の基本的な考え方

原子力災害が発生した際の住民等（旅行者等の一時滞在者を含む）に対する防護措置は以下の通りである。

#### (1) 屋内退避と避難

原子力災害時に住民が取るべき行動として、情報収集による事態の把握と防護措置（＝被ばくを避けるための行動のこと。以下、「防護措置」という。）が重要である。住民の防護措置には、主に「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類がある。

##### 【主な防護措置】

###### 屋内退避：放射性物質が施設外に放出される前に実施

屋内退避とは、「放射性物質の吸入抑制や放射線遮蔽により被ばくを低減する」ものであり、建物の中に入ることにより壁などにより放射線を遮る効果や、ドアや窓を閉めて屋内への放射性物質の取り込みを軽減する効果がある。

特に、病院や介護施設においては移動すること自体がリスクとなるため避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

###### 避難：放射性物質が施設外に放出された後に実施

避難とは、「空間線量率等が高い地点から、被ばくの低減を図るために速やかに離れる」ことである。放射性物質放出後の計測により避難が必要と判断される場合に、実施する。ただし、原子力施設に隣接地域において異常事態が急速に進展する場合には、放出前に避難することもある。

###### 一時移転：放射性物質が施設外に放出された後に実施

一時移転とは、空間線量率等は低いながら、日常生活における無用の被ばくを低減するために一定期間のうちに当該地域から離れることを言う。

放射性物質放出後の対応判断の基準となる運用上の介入レベル（O I L）の初期設定値は表4の通りである。

表4 運用上の介入レベル（O I L）に関する基準の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h			数時間内に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm $\beta$ 線：13,000cpm【1ヶ月後】			避難者のスクリーニング、除染
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h			生産物の摂取制限、1週間程度内に一時移転
飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h			数日内に飲食物中の放射性核種濃度測定を実施
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、他	基準を超えるものは摂取制限
			ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム、超U元素 $\alpha$ 核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

## (2) 安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺ガン等を発生させる可能性があることから、内部被ばくを低減させるため、原子力規制委員会の判断のもと、屋内退避又は避難に合わせて安定ヨウ素剤の服用を指示する。<sup>1</sup>

なお、県は、次の点に留意し、今後、安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の構築を図ることが必要としている。

ア 放射線被ばくに対する主たる防護措置は避難や屋内退避であり、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくに限定した従たる防護措置であること。

イ人によっては、甲状腺機能低下や嘔吐、発疹、下痢等の副作用もあるため、服用不適格者や慎重投与対象者の事前把握が必要であるとともに、住民に対する安定ヨウ素剤に関する啓発が必要であること。

ウ 事前配布及び避難時における緊急配布について、服用後の副作用発生時に迅速に対応ができるように、相談窓口等の整備が必要であること。

エ 災害時における通信網の途絶により国からの服用指示が伝わらないことを想定し、県や関係市町村が独自に服用判断できる基準を明確にする必要があること。

オ 事前配布や避難時における緊急配布について、迅速に配布できるように現実的な方法について検討が必要であること。特に、事前配布ができない乳幼児に対する緊急時の配布方法や配布場所についてはあらかじめ定めておくことが必要であること。

カ 事前配布した場合には、配布対象住民の転入出や安定ヨウ素剤の服用期限、加齢による服用量の変更等について、関係市町村において配布後の適切な管理が行える管理システムの整備が必要であること。

町では、福島第一原発に関する規制委員会の評価、及び福島第二原発では核燃料の原子炉から使用済み燃料プールへの移動が完了したことに鑑みて、安定ヨウ素剤の服用が必要となる状況が生じるとしてもそれまでには一定の時間があると考えられる。よって安定ヨウ素剤の事前配布については実施しないこととした。

なお、安定ヨウ素剤の取扱については、廃炉作業の進捗に応じて、適宜見直すものとする。

## (3) 汚染スクリーニング及び除染

放射性物質の放出後に避難指示を受けた住民（※）に対し、原子力災害対策指針で定められているスクリーニング基準以下であることを検査し重点区域外へ移動することに問題がないことを確認するため、また、避難住民等及び受け入れに関わる者への安全・安心感を提供することを目的としてスクリーニングを実施する。

（※）放射性物質の放出後に避難指示を受けた住民とその他の住民の区別が困難な場合には、これらの住民もスクリーニングを実施する。

## (4) 飲食物の摂取制限

飲食物の摂取制限は、放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品（例：家庭菜園で作った野菜や該当地域の牧草を食べた牛の乳など）の放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。

町は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとされている。また、町は、飲食物の摂取制限を実施した際、必要に応じて摂取制限が措置されている区域に対し、代替となる放射性物質により汚染されていない飲食物を提供するための体制をあらかじめ定めておくものとされている。

<sup>1</sup> 原子力規制庁原子力防災課・核物質防護課「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（平成25年7月19日作成）（平成28年12月24日修正）

## 2. 2節 避難等の決定・実施

### (1) 防護措置の判断基準

EALにおける緊急事態の区分は次のとおりである。

表5 緊急事態の区分

事態の区分	基本的な考え方
情報収集事態	原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）
警戒事態	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者 <sup>2</sup> の避難などの防護措置の準備を開始する必要がある段階。
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

### (2) 緊急事態区分と対応の概要

原子力施設において事故等が発生した場合、事態の進展に応じ、東京電力(株)及び県から本町への通報連絡や国等による防護措置の決定等、住民等への避難等指示など一連の対策が講じられる。

想定される具体的な対応は以下のとおりであり、福島第一原発、福島第二原発のいずれで異常が発生した場合にも同一の体制、対応とすることを基本とする。

### (3) 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

対策指針では、原子力施設からの放射性物質の放出後、緊急時モニタリング（「緊急時モニタリング」とは、原子力施設において放射性物質の異常な放出またはそのおそれがある場合に周辺地域で線量を計測することをいう。）を国の統括のもと迅速に実施し、その計測結果に応じ、数時間から1週間以内に防護措置を講じなければならないこととされており、防護措置の実施判断基準として、次のように運用上の介入レベル（OIL）を定めている。

<sup>2</sup> 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の原子力災害時に特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者（以下「安定ヨウ素剤服用不適切者」という。）のうち、施設敷地緊急事態において早期に避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。

【O I L (実用上の介入レベル)】

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の暫定的な判断基準。放射線線量や環境試料中の放射性物質の濃度等により判断する。

レベル	必要となる対応	基準値
O I L 1	住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	一時間当たり 500 $\mu$ Sv
O I L 2	住民等を一週間程度内に避難（一時移転）させるための基準	一時間当たり 20 $\mu$ Sv

なお、緊急事態の初期段階では、原子力施設の状況や距離等に応じて防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要であるが、これらの事態は必ずしも順序だてて発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的余裕がない場合等があり得る。本計画では、このように急速に事態が進展する場合には、P A Z外においても、予防措置として原子力施設外に放射性物質が放出する前の段階で避難を指示することがある。

原子力施設の緊急事態区分及び初動対応の流れ

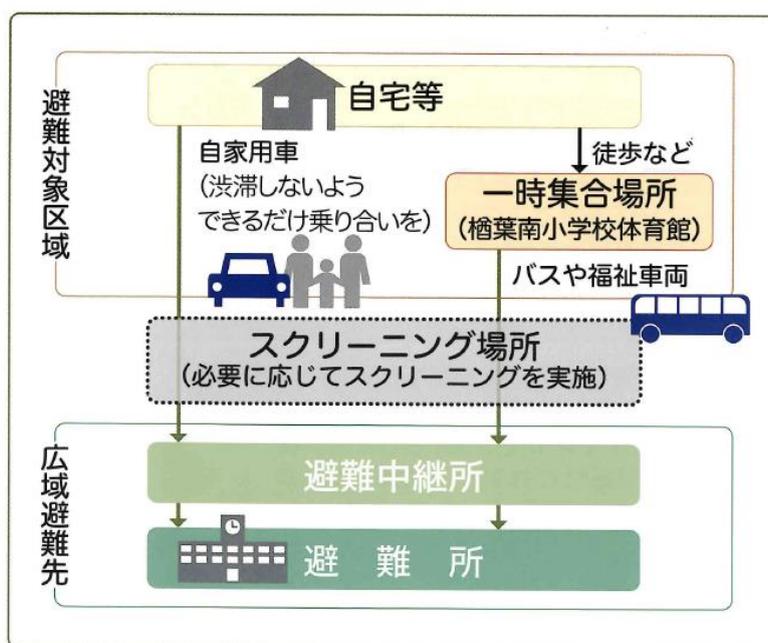
緊急事態区分と 緊急時活動区分 (EAL)	予防的防護措置を 準備する区域 (PAZ) 内	緊急時防護措置を 準備する区域 (UPZ) 内
<p><b>情報収集事態</b></p> <p>立地市町村で震度5弱、5強の地震</p>		
<p><b>警戒事態</b></p> <p>福島県で震度6弱以上の地震、大津波警報発令等</p>	<p>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備</p>	
<p><b>施設敷地緊急事態</b></p> <p>全交流電源喪失(30分以上)、原発境界付近の放射線量1時間当たり<math>5\mu\text{Sv}</math>以上検出等</p>	<p>施設敷地緊急事態要避難者の避難</p> <p>住民避難の準備</p> <p>安定ヨウ素剤の服用準備</p>	<p>屋内退避の準備</p>
<p><b>全面緊急事態</b></p> <p>全交流電源喪失(1時間以上)、原発境界付近の放射線量1時間当たり<math>5\mu\text{Sv}</math>以上検出(10分間以上又は2地点以上)等</p>	<p>住民避難</p> <p>安定ヨウ素剤の服用</p>	<p>屋内退避の実施／住民避難の準備</p> <p>安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)</p>
<p>放射線による判断</p> <p>放射性物質の放出</p>		
<p><b>OILによる判断</b></p> <p>OIL1 : <math>500\mu\text{Sv/h}</math> 超</p>	<p>数時間から1日以内</p>	<p>避難の実施</p>
<p>OIL2 : <math>20\mu\text{Sv/h}</math> 超</p>	<p>1週間以内</p>	<p>屋内避難</p> <p>一時移転の実施</p>

## 2. 3節 避難の決定・実施

PAZ及びUPZにおける避難等の指示から実施までの主な流れ、迅速な避難のための段階的な避難指示等については以下のとおりとする。

### (1) 避難方法の考え方

避難の考え方の基本は次の通りである。



なお、避難する町民が広域避難先の避難所に向かう途中で、情報、スクリーニング等を提供及び避難先施設の調整を行うことが有効と考えられることから、表6に示す機能を持つ「避難中継所（中継ポイント）」を2箇所（本郷老人福祉センター及び本郷第二体育館）設置する。

表6 避難中継所の機能<sup>3</sup>

機能	内容
(1) 避難先での目印	避難者を確実に避難所へ誘導するため、避難の際に目印となる大きな施設に一時集合する。
(2) 避難者の把握	避難者が最初に来る場所なので、避難者の情報が集約できる。
(3) 避難所の案内	どの避難所に行けばよいか避難者に伝える。また、事故の規模によって、避難先施設を集約させる場合は、新しい避難所を伝えることもできる。
(4) 避難所への輸送	避難所への避難者の輸送を行う場合の中継地になる。
(5) 駐車場	避難所に駐車場がない場合の代替駐車場となる。
(6) 優先開設	避難開設よりも先に開設する必要がある。
(7) スクリーニング	スクリーニングをしないで避難してきた場合に備え、スクリーニングができる機能を併設する。

<sup>3</sup> 「福島県原子力災害広域避難計画（第三版）平成28年3月22日」より

## (2) スクリーニング体制の整備

県は、避難ルート上にスクリーニング場を設置し、放射性物質の放出後に避難した住民に対しスクリーニングを実施する。

## (3) 注意喚起の広報

避難対象者が速やかに避難先施設に避難できるよう、交通渋滞等の原因となる自主避難（避難指示に基づかない避難）を抑制するため、国、県及び関係市町村が調整のうえ、段階的な避難指示を行う。

その際に町は、次のような情報の収集・分析、伝達に取り組む。

### (警戒事態)

- 町長による町民・事業者等への落ち着いた行動、情報への注意、共助の呼びかけ。
- 外来者への注意喚起。
- 状況変化に応じた逐次の情報提供及び定期的な広報、情報提供の実施。
- やむを得ず自主避難をする場合には、町に避難先を連絡することなどの広報。

## (4) 防護措置実施の準備

町は、次のような町外避難への準備に取り組む。

### (警戒事態)

- 防災要員のための放射線防護、被ばく管理用資器材の準備。
- バス・福祉車両の調達、運転手等の手配、燃料確保等に関する準備の要請。
- 道路管理者への予定経路の状態確認、警察への誘導準備等、避難指示発令時の準備要請。
- 国、県へのスクリーニング場所の確認、避難者向け広報（広報紙）の準備。
- 安定ヨウ素剤服用に向けた手順の確認、医療関係者等との連携の準備。
- 緊急時モニタリング結果及び独自の観測情報、気象情報、SPEED Iの予測計算結果などの情報把握・整理を行い、最新の情報に基づく道路状況などの情報と併せて、避難指示、避難のタイミング及び避難ルートの確認、検討。

## (5) P A Zにおける避難

### ① P A Z内への避難指示対応措置

P A Z内となる木戸川以北については、国からの避難指示に従い、又は県、町独自の判断により住民等へ避難を指示するなど、必要な緊急事態応急対策を実施する。

町は、次のような町外避難への準備に取り組む。

### (施設敷地緊急事態)

- 防災要員の被ばく管理の実施。
- P A Z内（木戸川以北）の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示と避難の支援。（町内指定避難場所から一時集合場所（檜葉南小学校体育館）への誘導実施）
- P A Z内（木戸川以北）における、その他町民へ、避難や屋内退避の準備を行うよう広報。
- 県に対して、避難用バス等の確保、配車に関する状況や手順を確認。
- 外来者への帰宅・避難の呼びかけ。
- 町は、県が策定する緊急時モニタリング計画により、協力できる体制を整備。

**(全面緊急事態)**

- P A Z内（木戸川以北）町民に対する避難指示と避難の支援。  
（町内指定避難場所から一時集合場所（檜葉南小学校体育館）への誘導実施）
- 利用可能な道路・交通機関の把握と町民への周知。
- 自家用車での避難者への広域避難先、スクリーニング場所、避難中継所の周知。
- 所定の広域避難先以外に避難をした場合には、町に避難先を連絡することなどを広報。
- 広域避難先となる自治体への連絡、受入態勢準備の要請。
- 避難状況に関する国、県への報告、支援が必要な事項に関する県や国等への要請。
- 残留者の有無の確認、国、県への報告。
- 町災害対策本部の代替施設への移転準備、及びP A Z内（木戸川以北）町民避難後の移転。

②P A Zの避難実施に合わせたU P Zにおける屋内退避対応措置

県は、P A Zの避難実施に合わせて、原則としてU P Zにおける屋内退避を行うこととしている。町は、県からの指示又は町独自の判断により、屋内退避の実施と留意点を町民に周知するとともに、屋内退避の実施を支援する。

**(全面緊急事態)**

- 木戸川以南町民へ屋内退避するよう指示。併せて、屋内退避の留意事項を周知。
- コンクリート屋内退避可能施設における町民受入（避難行動要支援者・要配慮者等）。
- 問合せ・相談対応態勢の強化及び関係機関相談窓口との連携。

**(6) U P Zにおける屋内退避、避難**

県は、国の統括の下、緊急時モニタリングを実施し、その結果、指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査結果に基づき、O I Lで定める基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、関係市町村に対し、住民等に屋内退避や避難勧告又は避難指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施することとされている。

**(全面緊急事態)**

- 緊急時モニタリングの結果を踏まえて、避難、一時退避、屋内退避の継続などの区域を検討し、必要があれば県に防護措置を進言。
- 国、県から避難、一時退避、屋内退避についての指示があった際には、それを町民に広報。
- 町が必要と判断した場合には、指定緊急避難場所（檜葉南小学校）を開設。

## 2. 4 節 指示等の伝達

### (1) 県の体制

県は次の各段階で必要な指示命令の受伝達を実施するものとされている。

県からの主な連絡内容

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
①警戒事態発生 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒事象の発生及びその後の状況</li> <li>・連絡体制の立ち上げとその確認</li> <li>・PAZ圏内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等</li> </ul>
②施設敷地緊急事態発生 (EAL2) (原災法第10条事象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態発生及びその後の状況</li> <li>・緊急時モニタリング結果及びSPEEDIの拡散予測結果等</li> <li>・PAZ圏内の避難準備</li> <li>・PAZ圏内避難行動要支援者の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用準備</li> <li>・UPZ圏内の屋内退避準備 等</li> </ul>
③全面緊急事態発生 (EAL3) (原災法第15条事象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全面緊急事態発生及びその後の状況</li> <li>・緊急時モニタリング結果及びSPEEDIの拡散予測結果等</li> <li>・PAZ圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示</li> <li>・UPZ圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備</li> </ul>

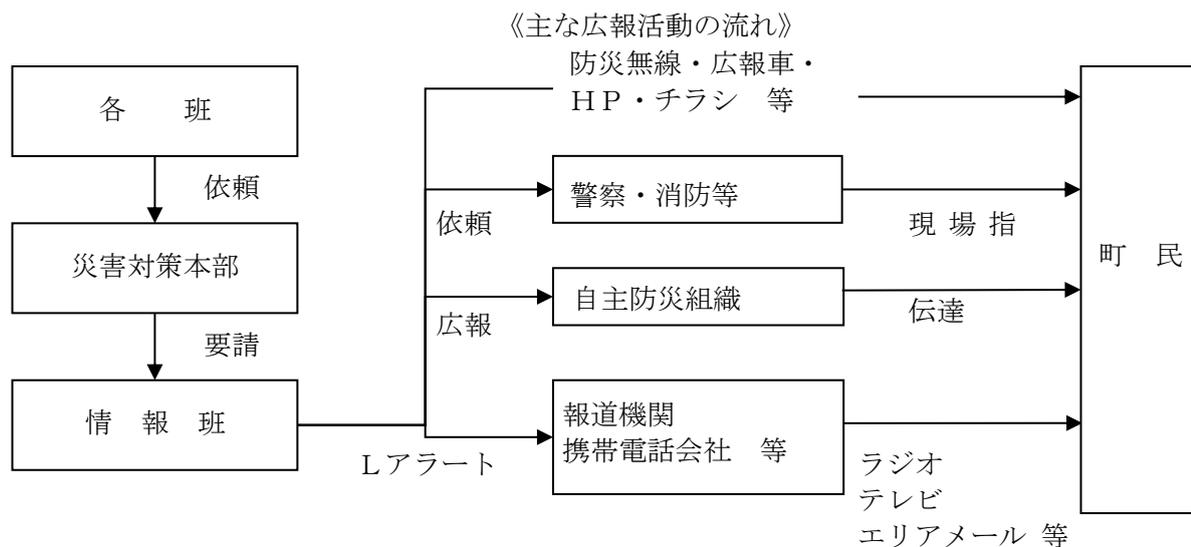
- 町は、県が整備する緊急時連絡網システムの活用方法に習熟した職員を配置し、情報の受発信を行い、それを記録・整理して常に記録を参照できるように努める。
- 通信不通な状況が生じた場合に、県、東京電力は、連絡員を派遣することによって町との通信連絡体制を確保する。
- 町は、移動無線の活用等、オフサイトセンターへ派遣した職員との通信確保に努める。

### (2) 町の体制

町は、あらかじめ策定する広報マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。

町は、警戒事態以降の住民等への情報伝達を、次により行う。

- テレビ・ラジオ、エリアメールによる緊急情報の伝達（「災害情報共有システム」（通称「L（エル）アラート」）を活用）。
- 防災行政無線による放送。
- 広報車、警察、消防・消防団による巡回広報。
- ホームページ、タブレットへの発信。
- 行政区による緊急連絡網等。



※「災害情報共有システム」（通称「L（エル）アラート」：ICTを活用して、災害発生時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を一元化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの。

なお、町の広報にあたっては、災害復旧や除染等の一時滞在者、外国人等に対する情報提供にも配慮する。

### （３）伝達内容

住民広報については、災害時には広報活動の混乱が予測されることから、あらかじめ策定した広報マニュアル等に基づき、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。

#### 《住民広報のタイミング（例示）》

- ・ 緊急事態等に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- ・ 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ・ 事故や災害の状況等に大きな変更があった場合
- ・ 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- ・ 放射性物質が放出された場合
- ・ 緊急時モニタリング結果がまとまった場合
- ・ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

なお、住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項は次の通りである。

《住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項》<sup>4</sup>

- 住民の混乱を避けるため、市町村内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- 情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- 住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- 状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。(専門用語の使用は避ける。)
- 確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- 放射線は五感で感じることができないため、住民へ情報を伝える際には、現在の気象と今後の気象予報、緊急時モニタリング結果(実測値の変動傾向等)、事故の規模などを分かりやすく伝える。
- 情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- 福島第一原子力発電所での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

<sup>4</sup> 「福島県原子力災害広域避難計画(第三版)、平成28年3月22日」より

## 第3章 避難の実施体制

### 3. 1 節 福島県原子力災害広域避難計画

県の広域避難計画<sup>5</sup>では、町の避難計画対象人口として、平成22年国勢調査人口と現況人口の2ケースを設定して避難先の自治体を調整している。町はそれを受けて、あらかじめ避難住民の集合場所の選定を行い、避難先施設及び避難ルート等と併せて、住民へ事前に周知しておくものとされている。

県の広域避難計画による避難先自治体と受入人数、主要ルート及び避難先市町村における施設名は次のとおりである。

#### (1) 平成22年国勢調査に基づく計画

##### 避難ルート

対象人口	避難先市町村		
	市町村名	受入数	避難ルート
7,700	会津坂下町	600	国6→国49 国6→国399→県41→県66→県42→国49 県35→県41→県66→県42→国49 常磐道→磐越道→国49
	会津美里町	6,000	国6→国49→県293→県233→県54→国118→国401 県35→県41→県66→県42→国49→国118→国401 常磐道→磐越道→国121→国401
	柳津町	1,100	国6→国49→国252 国6→国399→県41→県66→県42→国49→国252 県35→県41→県66→県42→国49→国252 常磐道→磐越道→国252

##### 避難先市町村における施設名

	行政区	避難先市町村	避難先市町村内の施設名
檜葉町	旭ヶ岡 営団	会津美里町	ふれあいセンター「あやめ荘」
	繁岡(井出地区)	会津美里町	大沼高校(第1体育館)
	松館	会津美里町	大沼高校(第2体育館)
	下井出	会津美里町	旧尾岐小学校(体育館) 尾岐地区公民館 本郷第一小学校(体育館) 本郷中学校(体育館)
	下繁岡	会津美里町	高田公民館
	波倉	会津美里町	高田小学校(体育館)

<sup>5</sup>福島県原子力災害広域避難計画(第三版)、平成28年3月22日

繁岡(上繁岡地区) 乙次郎	会津美里町	高田体育館
上繁岡	会津美里町	高田中学校 (体育館)
上井出	会津美里町	永井野地区公民館 旧旭小学校 (体育館) 旭地区公民館 宮川小学校 (体育館) 旧藤川小学校 (体育館) 藤川地区公民館 (産業研修センター) 旧赤沢小学校 (体育館) 赤沢地区公民館
大谷 上小埜 女平	会津美里町	新鶴小学校 (体育館) 新鶴中学校 (体育館) 新鶴公民館 構造改善センター 新鶴体育館 新鶴高齢者福祉センター
北田	会津美里町	本郷公民館 本郷体育館 本郷老人福祉センター 農村環境改善センター
山田浜	柳津町	岩坂町公民館 出倉会館 中野会館 野老沢集会所 五畳敷地区集会所 湯八木沢会館 牧沢地区集会所
下小埜 前原 椴木下	柳津町	柳津中学校 西山温泉せいざん荘 西山地区交流センター 旧久保田小学校 運動公園温泉施設 西山保育園
山田岡 大坂	会津坂下町	坂下東小学校 坂下中学校 広瀬コミュニティセンター 川西コミュニティセンター

(2) 現況人口(設定)に基づく計画

避難ルート

対象人口	避難先市町村		
	市町村名	受入数	避難ルート
3,000	会津美里町	3,000	国 6→国 49→県 293→県 233→県 54→国 118→国 401 県 35→県 41→県 66→県 42→国 49→国 118→国 401 常磐道→磐越道→国 121→国 401

避難先市町村における施設名

避難元市町村地区名		避難先市町村	
		市町村名	施設名
檜葉町	檜葉町内	会津美里町	高田小学校 (体育館) 高田中学校 (体育館) 高田体育館 高田公民館 ふれあいセンター「あやめ荘」 旧尾岐小学校 (体育館) 尾岐地区公民館 本郷第一小学校 (体育館) 本郷中学校 (体育館) 旧旭小学校 (体育館) 宮川小学校 (体育館) 藤川地区公民館 (産業研修センター)

【参考：避難ルートの考え方】

- 1) 災害発生時の道路状況 (交通寸断) や風向きによる放射性物質の影響などの回避を考慮し、原子力発電所から放射状に避難するルートだけではなく、迂回ルートも含めあらゆる方向のルートを選定すること。
- 2) 30 km圏外に位置する避難元市役所 (支所)・町村役場から30 km圏内を通過するルートは選定しないこと。
- 3) 大型車両の通行が可能であること。ただし、一部ルートに大型車両のすれ違いが不可 (または困難) な区間がある場合には注意書きを記載しておく。
- 4) 高速道路については、短区間であってもルートとして位置付けること



図 広域避難ルート

### 3. 2節 関係市町村に居住している避難者への対応

---

いわき市等のUPZ内に居住している避難者については、一部応急仮設住宅等で生活していることを踏まえ、その適切な避難誘導等の情報伝達や避難先の確保等について、今後、県と町（避難元）及び避難先市町村が連携して手順等を定めていくこととしている。

### 3. 3節 防護措置を実施する地域単位

---

指定避難等の防護措置を実施する地域単位は、避難誘導時の住民への広報や避難者の把握等を考慮し、コミュニティ単位である行政区を基本とし、帰町の状況を踏まえて、適宜、検討を加える。

また、各コミュニティ単位の一時的集合場所、指定緊急避難場所は、施設の復旧、再建等の状況を踏まえ、別途定めるものとする。

### 3. 4節 輸送計画

---

#### (1) 輸送手段

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車等をはじめ、県等が手配したバス、鉄道等の公共交通機関、国、県、町及び防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

輸送手段の確保に関する基本的な考え方は次の通りである。

- ・自力で避難可能な住民については、原則、自家用車等により迅速な避難を行う。この場合、渋滞を極力避けるため近所の住民との乗り合わせによる避難を原則とする。
- ・自家用車等で避難が困難な住民は、一時的集合場所等からバス等により避難する。
- ・バス等の避難手段については、県・国や関係機関の協力を得て確保し、一時的集合場所、指定避難所等必要な箇所へ手配する。
- ・バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、県を通じて、自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行う。
- ・学校等から避難する児童・生徒等は、原則として、PAZ圏域についてはバス等による集団避難を実施、UPZ圏域については保護者等に引き渡した後、自家用車等による避難を実施する。

なお、避難における輸送手段は、自動車・バスによる避難を中心とするものの、特に、避難行動要支援者や要配慮者の避難などについて、ヘリコプター、鉄道、船舶なども利用できるよう、関係機関と協議する。

#### (2) スクリーニング体制

広域避難に際しては、UPZの境界付近（発電所から約30km）から避難先自治体に至る途上において、必要に応じてスクリーニングを実施することとなる。スクリーニングに関する基本的な考え方は次の通りである。

- ・県は、避難ルート等に基づきスクリーニング実施場所をあらかじめ設定し、スクリーニングに要する人員体制や手順等の検討を国及び関係自治体（他県、市町村）と連携して進め、スクリーニング体制を整備する。
- ・県は、原子力事業者や県内外の関係自治体と連携し、国の協力を得ながら、（独）放射線医学総合研究所や（公社）福島県診療放射線技師会等の支援のもと、災害対応フェーズや対

象区域等に応じ、原子力災害対策本部が決定するスクリーニング基準等に基づき、住民が避難指示区域から出た後に、住民（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）のスクリーニング等を実施する。

また、必要に応じて、陸上自衛隊の協力を得て、避難ルート沿いにスクリーニング実施場所を設置し、除染を実施する。

- ・ 県外へ避難する場合も、原則、県内においてスクリーニング及び必要に応じて除染を実施する。
- ・ 町は、町民のスクリーニングや除染に関する記録を収集・整理、保管する。

なお、スクリーニングの実施については、原子力規制庁より実施方策に関するマニュアルが示されている。<sup>6</sup>

### 3. 5 節 一時滞在者等に対する避難支援

---

#### (1) 避難指示区域内の一時滞在者への対応

町は、除染作業者及び一時立入・特例宿泊住民等の一時滞在者に対して、福島第一及び福島第二原子力発電所での事故・トラブルについて、県、関係市町村及び県警察本部、各消防本部と連携して、適切に情報提供する。

#### (2) 避難指示区域外の一時滞在者への対応

町は、観光客等の一時滞在者に対して、福島第一及び福島第二原子力発電所での事故・トラブルについて、集客施設等と連携して、適切に情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとする。なお、早期の帰宅が困難な場合には、一時集合場所または指定緊急避難場所等への避難を促す。

#### (3) 外国人に対する避難支援

町は、外国人に対して、福島第一及び福島第二原子力発電所での事故・トラブルについて、情報提供に努め、適切に情報提供を行うものとする。なお、早期の避難が困難な場合には、一時集合場所または指定緊急避難場所等への避難を促す。

また、町及び受け入れ先の市町村は、国・県の支援のもと、避難先施設における外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供やチラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

### 3. 6 節 学校等における対応

---

学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示が発せられた場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

#### (1) P A Z 圏域にある学校

P A Z 圏域にある学校等の対応に関する基本的な対応は次のとおりである。

- ・ 学校等から避難する園児、児童、生徒等は、バス等による集団避難を行う。
- ・ 集団避難を行う際のバス等の交通手段については、県及び町が国、関係機関の協力を得て確保し、学校等必要な箇所へ手配する。

---

<sup>6</sup> 原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」平成27年3月31日作成

## (2) 暫定重点区域（PAZ圏域を除く）にある学校

PAZ外のUPZ圏域にある学校等の対応に関する基本的な対応は次のとおりである。

- ・学校等から避難する園児、児童、生徒等は、原則として保護者に引き渡した後、自宅等から避難を行うものとする。ただし、区域外から通学している生徒や宿泊施設を利用している生徒については、バス等による集団避難を実施する。
- ・学校等の施設管理者は、あらかじめ保護者との間において避難時における園児、児童、生徒等の保護者への引き渡しを行うための取り決めを定めるものとする。
- ・学校からの帰宅が困難な場合、または、被ばく軽減の観点から自宅等へ帰ることが必ずしも適当でない場合には、学校等からの集団避難を行うものとする。
- ・集団避難を行う際のバス等については、関係市町村所有のバス等だけでは不足する場合、県が国や(公社)福島県バス協会等の関係機関の協力を得て確保し、学校等必要な箇所へ手配するものとする。

## 3. 7節 要配慮者への対応

---

### (1) 在宅避難行動要支援者への対応

#### ① 避難先の確保

在宅避難行動要支援者については、原則として福祉避難所へ避難するものとし、以下のように取り組む。

- ・県及び町は、避難先市町村の協力を得て、あらかじめ在宅避難行動要支援者の避難先について調整し、避難ルートと併せて周知しておくものとする。
- ・原子力災害時に避難準備要請又は避難指示の発令が見込まれる段階で、県は避難先市町村に対し、福祉避難所等の開設を要請するものとし、要請を受けた避難先自治体は、本町と協議のうえ、受入に必要な福祉避難所等を開設するものとする。なお、町は、福祉避難所等への避難が必要な在宅避難行動要支援者情報について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定(避難行動要支援者名簿の作成等)に基づき、避難先自治体等との間で必要な情報共有を行うものとする。
- ・避難時に受入先となる福祉避難所が開設されていない場合は、一般の避難所等へ避難したうえで、受入先となる福祉避難所が開設され、避難経路が確認され次第、その福祉避難所へ移動を行うものとする。

#### ② 避難手段について

バス等の避難手段については、町所有のバス等だけでは不足する場合、県が国や(公社)福島県バス協会等の関係機関の協力を得て確保し、集合場所等の必要な箇所へ手配するものとする。

そのため、県は、(公社)福島県バス協会、陸上自衛隊等関係者とあらかじめ協議し、在宅避難行動要支援者の避難手段確保の手順、体制を整えるものとする。

### (2) 在宅要配慮者への対応

町は防災対策として取り組む要配慮者の安否確認や避難支援に準じた枠組みで原子力災害時における避難支援を可能とするよう、県及び関係機関と連携し、在宅要配慮者個々の状況を踏まえ、情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておくものとする。

この際、行政区長、地域住民、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会等の多様な主体の協力を得るとともに、必要に応じて医療機関や福祉施設等の協力を受けながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

### (3) 病院、社会福祉施設等への対応

病院の入院患者はUPZ外の病院へ搬送を行うものとし、社会福祉施設入所者はUPZ外の社会福祉施設へ緊急入所を行うものとする。なお、避難に伴うリスクを軽減するため、受入先や避難手段の確保等を早期から行い、十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とする。

病院、社会福祉施設等における避難計画の策定等については、以下のように取り組むものとする。

#### ア 各施設別の避難計画

病院等の施設管理者は、避難先病院等、移動手段及び連絡手段の確保等を定めた避難計画をあらかじめ策定するものとし、県は、関係市町村及び関係機関と十分に連携し、各施設の避難計画の策定を促進していく。

#### イ 避難先の確保について

県及び町は、避難先市町村及び病院等の協力を得て、あらかじめ避難先となる病院等の情報を整理し、避難元の病院等に周知するものとする。

避難元の病院等は、避難指示の発令が見込まれる段階で、施設ごとに策定した避難計画に基づき、避難先となる病院等へ受け入れ要請を行うとともに、避難の準備を整えるものとする。ただし、施設ごとに策定した避難計画に基づく受け入れ要請ができない場合については、県が調整を行うものとする。

#### ウ 避難手段について

救急車、福祉車両、バス、ヘリコプター、船舶等の避難手段については、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、必要な箇所へ手配するものとする。

このため、県は、国、消防本部、福祉車両所有機関、(公社)福島県バス協会、陸上自衛隊、海上保安庁等関係者とあらかじめ協議し、病院等の要配慮者の避難手段確保の手順、体制を整えるものとする。

## 第4章 避難住民等の支援体制

### 4. 1節 避難所の開設・運営等

#### (1) 開設、運営等

広域避難にかかる避難先の確保・受入などの準備、避難所等を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制は以下の通りとする。

- ・ 県は、関係市町村の区域を越える広域的な避難の必要が生じた場合は、避難所等の開設等に当たっては、避難先市町村及び県有施設の管理者(以下「避難先市町村等」という。)に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。
- ・ 県から要請を受けた避難先市町村等は、町(避難元)と協議のうえ、本計画等に定める避難先施設の中から受け入れに必要な避難所等を開設し、町(避難元)と協力してその運営を行うものとする。
- ・ 避難開始当初は、町(避難元)は住民の迅速な避難に全力をあげなければならないため、避難所等の開設・管理、避難住民の誘導など業務については、避難先市町村の指定避難所(県有施設を除く)に避難する場合には、避難先市町村が対応するものとし、県有施設に避難する場合には、県が主体的に対応するものとする。

なお、県は、必要に応じて、避難先市町村の指定避難所等についても、職員を速やかに派遣するものとし、あらかじめ派遣体制を整えておくものとする。

- ・ 避難所等を設置した場合は、町(避難元)は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各避難所に職員を配置し、避難先市町村から避難所等の運営を引継ぎ、できるだけ早期に、避難住民、ボランティア等と連携し、避難所等の自主運営体制へ移行するものとする。
- ・ 避難所等の施設管理自体は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。
- ・ 避難所等の受け入れ人数が過大となり、その運営に支障が生じ、又はそのおそれがある場合は、避難先市町村等は県との調整により、他の余裕のある避難所等や新たに開設した避難所等で受け入れるなど、柔軟に対応するものとする。
- ・ 県は、国及び町(避難元)と連携し、災害の規模、避難所等の受入状況、避難の長期化が見込まれる場合などに、旅館やホテル等を二次避難所として早期に活用できるよう、あらかじめ体制を整備し、併せて応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

#### (2) 避難者の健康管理

町は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

#### (3) 資機材・物資の確保

広域避難にかかる、資機材・物資の調達、管理及び需要に応じた配送体制については、以下の通りとする。

- ・県は、災害時応援協定等を結んでいる関係機関と連携し、被災者の生活の維持のために必要な資機材及び食料、飲料水等の生活必需品等の物資（以下「資機材等」という。）を調達・確保し、被災者のニーズに応じて適時適切に分配し、提供する。
- ・県は、調達した資機材等及び国や他の都道府県等からの資機材等を避難者に対し適切に提供するものとする。
- ・県及び町（避難元）は、提供すべき資機材等が不足し、調達の必要がある場合には国等に資機材等の調達を要請するものとする。
- ・県は、町（避難元）及び避難先市町村と連携し、各避難所における資機材等の状況を把握し、避難所間で過不足が生じないように調整を行うものとする。

#### 4. 2節 福祉避難所の開設・運営等

---

福祉避難所の開設を、以下のとおり行うものとする。

##### （1）開設、運営等

広域的な避難に係る福祉避難所は、県が避難先市町村に要請し、要請を受けた避難先市町村は、町（避難元）と協議のうえ開設する。なお、福祉避難所の運営については県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とするものとする。

なお、避難開始当初は、町（避難元）は住民避難に全力をあげなければならないため、福祉避難所（県有施設を除く）の開設・管理、避難住民の誘導等など避難住民の受入業務については、避難先市町村が主体的に対応するものとし、県有施設は県が主体的に対応するものとする。

##### （2）要配慮者への支援

在宅要配慮者については、家族や避難住民が中心となって支援を行うものとするが、支援者の不足が想定されることから、県及び町（避難元）は、国や避難先市町村及び関係団体等に対し、医療、保健、福祉関係者やボランティア等の応援要員の派遣の要請を行うなど、迅速に支援者を確保するものとする。

##### （3）資機材・物資の確保

県及び町（避難元）は、要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）の調達について、関係団体と締結している災害時応援協定の活用や国、避難先市町村等に要請し、迅速に確保するものとする。